

No.	質問項目	質問内容	回答
1	様式6-4 施設整備計画	施設整備にあたっての考え方についての質問です。 配置図や平面図、イメージ図などを添付するとありますが、どの程度のイメージ図が必要でしょうか？それとも設計図が必要ですか？ また仮に正式な設計図が必要な場合、予定者として選定された後の保護者協議等で新たな意見等が出た場合、より良い改善の為の図面の修正等は認められますでしょうか？	様式6-4に『配置図、平面図、イメージ図等があれば添付すること。』と記載しており、必須とはしておりません。二次審査の際に、より詳しい図があれば、審査委員がイメージしやすくなると考えております。 また、三者協議会等を経て、保護者から意見が出る事で、事業提案時から図面等が変更になる事は、予想されます。より良い園を作るためにも、修正等の対応はしていただきたいと考えております。その際には、市とご協議願います。
2	車の出入口について	安全確保のため交通量の多い幹線道路から離れた、敷地東側道路に車の出入口を設置しようと考えていますが、問題ありませんか？	設置しようと考えておられる東側道路の出入り口が正門等主たる出入り口になる場合は、道路拡幅等開発許可基準に合うように計画していただく必要があります。なお、当該道路は通学路ではありませんが真菅北小学校の児童が利用する道路であるため、在園児の送迎のみならず、児童等の安全にも配慮した提案内容としてください。
3	道路境界について	敷地東側道路の道路境界線はどの位置になりますか？	真菅北小学校・真菅北幼稚園登記業務委託を令和6年3月29日を履行期限として行っているところであり、回答時点においては登記前であることから、道路との境界線をお示しすることはできません。
4	収支計画書について	様式6-5資金収支計画書の収入項目の自主事業収入は、どの様な内容を記載すればよろしいですか？	自主事業収入は、檀原市からの補助金等を活用せずに園独自で実施する事業がある場合に、当該事業に伴う収入を記載いただく項目になります。 自主事業を行う予定がない場合又は自主事業に伴う収入がない場合は"0"を記載ください。 ※参考資料として『檀原市民間保育所等運営補助金交付要綱』を掲載いたしますのであわせてご確認ください。 (例：一時預かり事業の実施にあたり、市補助金を活用しない場合は、当該事業に係る保護者からの徴収金や寄付金等を【自主事業収入】に記載。同事業について市補助金を活用する場合は当該補助金額の見込額を【特別保育事業等補助金】に記載するとともに保護者からの徴収金等を【その他収入等】に記載)
5	保育料以外の保護者負担について	現在、真菅北幼稚園で保育料以外に実費徴収している項目があれば教えて下さい。	真菅北幼稚園で主に実費徴収している項目は以下のとおりです。 ・毎月徴収する諸費（給食代（業者弁当）、保育材料費、絵本代、PTA会費） ・制服、帽子、通園かばん、スモック、上靴、カラー帽子やその他保育用品等（出席ノート・シール、名札、氏名印、お誕生日カード、色えんぴつ、ねんど、はさみ、のり、クレパス、座布団兼防災頭巾等） ・上記のほか、年長の希望者のみアルパム代を徴収するなど学年や行事内容によって別途徴収する場合があります。
6	園舎建設について	園舎建設については、2か年事業（令和7～8年度）で計画しても問題無いでしょうか？	当市による解体工事は令和8年1月頃の完了予定であり、その後、着工いただく想定です。 基本設計も含めて国庫補助金を活用するためには、基本設計と同年度中に着工する必要があります。 最大限に国庫補助金を活用するためにも、お見込のとおり令和7年度中に着工いただき、令和8年度中に完了する施設整備をご計画ください。
7	長期休業期間の預かり保育について	現在、真菅北幼稚園で長期休業期間中の預かり保育を実施している場合は、時間や料金を教えて下さい。	長期休業中の預かり保育は8時～18時まで実施しています。 料金は以下のとおりです。 4時間未満 300円 4時間以上8時間未満 700円 8時間以上 800円